

## 9 教育・研究関係

### ア 教育主体等

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
学校法人における財務情報の開示促進 (文部科学省)	財務書類及び事業報告書のインターネット上のホームページにおける公開状況について毎年調査し、公開が進まない場合は、その更なる推進方策について検討する。	改定・教育ア	継続的に検討		
国立大学法人の評価に基づく組織の見直し (文部科学省)	a 国立大学法人の活動及びその成果の評価を行った結果、国立大学法人として十分な機能・役割を果たしていないと判断された場合は、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について適切な措置が採られるようにする。評価の結果、国立大学法人として十分な機能・役割を果たしていない場合の組織の見直しについて、改廃・統合等を含め、大学改革の一環として、速やかに検討を開始し、結論を得る。	改定・教育ア a	最初の中期目標期間終了時までに速やかに結論		
	b 国立大学が要請される機能・役割に沿った目標・計画に関する評価基準として、国立大学法人評価委員会により「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領」が取りまとめられているが、その評価基準が国立大学法人の継続的な質の向上に真に資する内容となっているか、評価に関する作業が過重な負担となっていないか等の観点から、継続的に見直す。また、その結果について、審議内容も含め広く公表する。	改定・教育ア b	継続的に実施		
株式会社、NPO等による学校経営の解禁 (文部科学省)	株式会社等による学校経営については、構造改革特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進める。	改定・教育ア	検討		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
教育バウチャー制度の研究・検討 (文部科学省)	a 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)においては「我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態等を検証しつつ、教育における利用券制度について、その有効性及び問題点の分析など、様々な観点から検討し、重点強化期間内に結論を得る」とされているところであり、教育バウチャー制度について、我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態把握、その意義・問題点の分析等様々な観点から、今後更に積極的な研究・検討を行う。	改定・教育ア	引き続き検討、平成19年度以降速やかに結論		
	b 教育再生会議第3次報告(平成19年12月)における「バウチャー的な考え方を取り入れた『学校選択制と児童生徒数を勘案した予算配分による学校改善システム』をモデル事業として実施する」との提言を踏まえ、学校選択制が導入されている地域において、児童生徒数等に基づく予算配分が学校のインセンティブを高め教育の質の向上を図る手だてとして有効なのか、あるいは地域間・学校間で教育水準の格差を生じさせるのか等について評価・検証を行いながら、国内外の文献調査など必要な調査を行う。	重点・教育(8)			措置
教育委員会制度の見直し等 (文部科学省)	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)及び「構造改革特区の第9次提案等に対する政府の対応方針」(平成18年9月15日構造改革特別区域推進本部決定)を踏まえ、改正教育基本法の国会論議や教育再生会議の意見も踏まえて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正を行うものとする。 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第97号)】	改定・教育ア	措置済		

## イ 初等・中等教育

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
構成員、運営を含む私立学校審議会の見直し (文部科学省)	私立学校審議会の運営の公正を期するため、委員名簿や議事概要等について各都道府県のホームページ等において公開することを促進するため、公開の実態について調査を行い、結果を公表する。	改定・教育イ	継続的に実施		
年齢の取扱いも含めた学校教育制度の弾力化 (文部科学省)	高等学校以下で、異なる学年の児童生徒による学習集団を編成し行う習熟度別指導の可能性について、検討を進めるとともに、学校教育における年齢の取扱いも含めた学校教育制度の弾力化について検討を進める。	改定・教育イ	検討		
学校の自己点検評価の促進 (文部科学省)	<p>小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の自己点検評価については、平成14年度より各学校の設置基準に盛り込まれたところである。また、その後中央教育審議会においても、自己点検評価の重要性に着目し、一層推進する旨の提言がなされている。</p> <p>そこで、自己点検評価の実施・公表の義務化や、生徒や保護者、地域住民等による外部評価の在り方について、授業内容及び教員の質の評価を含めて学校評価をより多面的に行う観点から検討し、速やかに結論を得る。</p> <p>【学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成19年文部科学省令第34号)、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令(平成19年文部科学省令第40号)】</p>	改定・教育イ	措置済		
コミュニティ・スクールの法制化 (文部科学省)	a 平成16年6月にコミュニティ・スクールが法制化され、学校運営協議会を通じて、地域住民や保護者が一定の権限を持って学校運営に参画することが可能となった。そこで、その適切な運用に向けたフォローアップの一環として、学校運営協議会制度の活用状況に関する情報を公開する。	改定・教育イ a	継続的に実施		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	b 社会や地域住民・保護者のニーズに応じた多様で機動的な学校経営を可能とし、独創性と創造性に富んだ児童・生徒の育成に資するというコミュニティ・スクール導入の意義を踏まえ、例えば、運営についての第三者による評価の推進、学校運営協議会の運営状況や協議内容の地域住民や保護者等への情報公開の徹底など、地域に開かれ、地域に支えられる学校を作るための地方の主体的な取り組みについて、国としても、これを促進するための方策を講ずる。	改定・教育イ b	継続的に実施		
教科書採択地区の町村単位の設定の容認 (文部科学省)	公立小・中学校の教科書は、市若しくは郡の区域又はこれらの区域を合わせた地域を採択地区として設定することとされているが、適正かつ公正な採択を確保しつつ、学校教育の自主性、多様性を確保することの重要性も踏まえ、将来的には学校単位での教科書選択の可能性も視野に入れて、教科書採択地区の小規模化を検討する。 よって、町村のニーズ等を踏まえ、町村単独での採択地区の設定を含め、採択地区の小規模化について検討し、結論を得て、所要の措置を講じる。	改定・教育イ	継続的に検討・逐次実施		
学校選択の普及促進等 (文部科学省)	a 「学校教育法施行令第8条に基づく就学に関する事務の適正化等について」(平成19年3月30日文部科学省初等中等教育局長通知)で周知徹底を図った内容について、就学校の変更に係る要件及び手続の公表状況や「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」を理由とした就学校変更申立への対応状況などに係る市町村教育委員会の取組について、必要に応じて調査し公表する。	改定・教育イ a	逐次実施		
	b 「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」が単なる事例ではなく、学校教育法施行令第8条に基づきどの市町村においても就学校の変更が認められてよい具体的な事由であるとの文部科学省の見解が示されたところである。	改定・教育イ b	措置		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>当該見解に基づいた適切な運営が市町村教育委員会において確保されるように、「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」を理由とした保護者からの就学校変更申立については、就学校の変更が認められてよいことについて分かり易く更に周知徹底を図る。</p>				
	<p>c 「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」が単なる事例ではなく、学校教育法施行令第8条に基づき、どの市町村においても就学校の変更が認められてよい具体的な事由であるとの文部科学省の見解が示されている。</p> <p>また、就学校の指定に係る通知において、その指定の変更についての保護者の申立ができる旨を示していない場合には、学校教育法施行規則第32条違反となるため早急に是正される必要がある。</p> <p>以上のことから、文部科学省は、就学校の変更に関する事務の適切な運営が市町村教育委員会において確保されるように、就学校の変更を相当と認める具体的な事由については、「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」が単なる事例ではなく、学校教育法施行令第8条に基づき、どの市町村においても就学校の変更が認められてよい具体的な事由であるという文部科学省の見解とともに、具体的な事例に基づいた参考資料を作成するなどして、周知する。また、就学校指定通知における保護者の申立ができる旨の明示については、その実施状況を把握し、必要な指導・助言等を行う。</p>	重点・教育(2)			平成21年中に措置
	<p>d 学校選択制を導入している地域、導入していない地域が、それぞれどのような考え方に立ってそのような判断をしたのかということに関し、文部科学省は、その典型的な事例を各市町</p>	改定・教育イ c		措置	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>村教育委員会に対して情報提供する。</p> <hr/> <p>e 学校選択制については、地域の実情に応じた普及を図る。</p> <p>文部科学省のアンケート結果によれば、学校選択制を導入している128の自治体のうち、「学校と地域との連携が希薄になった」と回答しているのは8の自治体であることを踏まえると、学校選択制を導入したとしても、必ずしも「学校と地域との連携が希薄になる」わけではないと考えられることから、「学校と地域との連携が希薄になる」ことを理由に学校選択制を導入していない自治体においても学校選択制を導入することができる可能性があるということが出来る。</p> <p>文部科学省は、学校選択制を導入している自治体においても「地域との連携が希薄になるおそれがある」ことを理由に、学校選択制の見直しを行っている自治体があることに留意しつつ、学校選択制の地域の実情に応じた普及の参考に資するよう、学校選択制を導入して既に具体的な成果を収めている教育委員会の具体的事例も交えながら、各市町村教育委員会に対して情報提供する。</p>	重点・教育(2)			平成21年中に措置
<p>児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価制度・学校評価制度の確立(文部科学省)</p>	<p>学校教育の成果は教員の資質と熱意に負うところが極めて大きいことから、教員がその資質能力を高め、それを最大限に発揮できるようにすることが重要である。このため、教員一人一人の能力や実績を的確に評価することが求められていることから、平成17年度中に55の教育委員会が、教員の能力や実績を評価するためのシステムに取り組んでいるところであり、そのシステムにおける結果を配置や処遇、研修等に反映するよう、取り組みを促す。</p>	改定・教育イ	措置		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
児童生徒・保護者による教員評価制度・学校評価制度の確立 (文部科学省)	a 既に評価における匿名性の担保への配慮に関する学校の取組について調査しているところであるが、平成19年度以降も引き続き定期的に調査し公表する。	改定・教育イ a	逐次実施		
	b 学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を行うことを促すための具体的な方策について検討する。	改定・教育イ b	検討開始		
	c 授業、学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を行う際には、匿名性の担保に配慮するとともに、各学校の状況に応じて、教員及び各教科の授業改善に適切に活用できるよう取り組みを促す。 評価における匿名性の担保への配慮について、無記名による実施、評価者が特定されない回収方法等を含めて具体的な手法の例を紹介し、促す。 また、これらの評価結果を適切に取りまとめ、個人情報に配慮した上でホームページ等で公表するとともに、教育委員会が学校の教育等の改善のため、適切に活用するよう促す。	改定・教育イ c	平成20年中に措置		
	d 授業、学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を行う際には、匿名性の担保に配慮するとともに、各学校の状況に応じて、教員及び各教科を対象とするなど、授業改善に適切に活用できるよう取組を促す。 評価における匿名性の担保への配慮について、無記名による実施、評価者が特定されない回収方法等を含めて具体的な手法の例を紹介し、促す。 また、評価結果を適切に取りまとめ、個人情報に配慮した上でホームページ等で公表するとともに、学校及び教育委員会が教員自らの教育指導及び授業の改善をはじめとする学校の教育等の改善のため、適切に活用するよう促	重点・教育(3)			平成 21 年 中 に 措 置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	す。 このため、文部科学省は、既に取り組を進めている学校の事例など具体的な事例を紹介する。				
私立学校における児童生徒・保護者による教員評価制度・学校評価制度の確立 (文部科学省)	私立学校についても、既に評価における匿名性の担保への配慮に関する学校の取組について調査しているところであるが、平成19年度以降も引き続き定期的に調査し公表する。	改定・教育イ	逐次実施		
分限処分の判定 (文部科学省)	児童生徒・保護者による評価等を踏まえた、分限処分の判定方法に関する都道府県教育委員会等の取組について、必要に応じて調査し、結果を公表する。	改定・教育イ	逐次措置		
条件附採用制度の運用状況の調査・公表 (文部科学省)	条件附採用制度について、真に教育者としての適性のある資質の高い者のみが本採用されることとなるよう、学習者による評価等を踏まえ、その厳正な運用が確保されるべく、条件附採用期間中の評価方法等について、都道府県教育委員会等の取組状況を調査し結果を公表する。	改定・教育イ	逐次実施		
全国学力・学習状況調査における学校毎の結果活用等 (文部科学省)	a 全国的な学力調査の実施については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」において、「学力調査結果の取り扱いについては、適切に学校や教員の学力向上努力が促されることとなるよう努めるとともに、子どもたちに学習意欲の向上に向けた動機付けを与えるものとする」とされている。つまり調査結果については、少なくとも教員、校長、教育委員会が情報を共有し、経年変化の比較等、調査結果の活用・分析を通じて、学校ごとの教育施策や教員自身の指導方法の改善に資する資料として活用するよう周知する。	改定・教育イ a	検討・結論		



事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>b 全国的な学力調査の実施については、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)において、「学力調査結果の取り扱いについては、適切に学校や教員の学力向上努力が促されることとなるよう努めるとともに、子どもたちに学習意欲の向上に向けた動機付けを与えるものとする」とされている。つまり調査結果については、少なくとも教員、校長、教育委員会が情報を共有し、経年変化の比較や教科毎の集計分析など調査結果の積極的な活用・分析を通じて、指導計画への反映や校内研修の実施など、学校ごとの教育施策や教員の指導方法の改善に資する資料として活用するよう引き続き周知する。</p>	改定・教育イ b		措置	
	<p>c 全国学力・学習状況調査の調査結果については、学校や教員の学力向上努力が適切に促されることとなるよう、文部科学省は、教育委員会等に、さまざまな公表事例の情報提供や助言等を行うとともに、調査結果が学校ごとの教育施策や教員の指導方法の改善に資する資料として活用されるよう引き続き周知する。</p>	重点・教育(4)			措置
<p>教員採用制度改革の更なる推進 (文部科学省)</p>	<p>a 教員免許状を有しない有為で多様な人材の採用選考等、教員登用の複線化を進めることは、教員の資質向上にとって極めて効果的な施策であることから、特別免許状等の授与を前提とした免許状を有しない者の採用選考を行うことについて、積極的に活用するよう、改めて各都道府県教育委員会や学校法人等にさらに周知するとともに、実施状況を定期的に調査する。</p>	改定・教育イ	逐次措置		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>b 地域や学校の実情にあわせて多様な人材が教育に携わるためにも、特別免許状の授与を前提とした採用選考が低水準にとどまっている現状を改善し、採用権限を有する教育委員会は特別免許状の授与を前提とした採用の積極化に取り組む。</p> <p>特別免許状の授与を前提とした免許状を有しない者の採用選考を積極的に行うことは、既に3か年計画として閣議決定されている。文部科学省もその旨周知を図り、実施状況を調査しているところであるが、特別免許状については、その授与件数が拡大していない。</p> <p>小学校においても優れた資質能力をもった多様な人材を確保することが重要であり、要件を満たす者であれば、特別免許状を授与し、担任を持つことができる旨を周知することも含め、小学校教員への特別免許状の授与促進を図るよう促す。更に、特別免許状の授与に当たって、授与した都道府県内のみで有効であること等の要件があるが、より幅広く優秀な人材を安定的に確保するためにも、都道府県を越えて特別免許状を活用する必要性が生じた場合における柔軟な取り扱いを図るなどの運用上の工夫も重要である。</p> <p>採用権限を有する教育委員会が特別免許状の授与を前提とした採用を行う場合には、特別免許状の授与件数を増やすため、免許状を有しない者も応募できる旨を募集要項に明記して、志願者側にも積極的な広報を通じて周知徹底する等の工夫された取組が必要である。</p> <p>文部科学省は、上記を踏まえた上で、特別免許状の授与を前提とした採用選考が積極的に行われるような工夫の内容を例示し、各都道府県及び指定都市教育委員会に対してその趣旨を周知徹底し、授与件数の増加や授与教科の拡大など特別免許状の活用を更に促す。</p>	重点・教育(1)			平成21年中に措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	あわせて、普通免許状取得の前提となる大学等における教職課程等が、教員としての適切な資質を担保する適切な機能を果たしているのか、検証する。				
いじめへの適切な対応に関する更なる周知徹底 (文部科学省)	当該保護者から自発的に就学校の変更の申立があるなど深刻ないじめ等への対応については、今後とも、いじめられている児童生徒等の立場に立って適切に対応すべきことを更に周知徹底する。	改定・教育イ	平成19年中に措置		
懲戒処分の不適切な運用の是正 (文部科学省)	<p>a 高等学校の生徒に対する自主退学、自宅謹慎、学校内謹慎、訓告等の懲戒については、例えば、解除の基準が明らかでない無期限の自宅謹慎が事前に十分な説明のないままなされる等、社会通念上妥当性を欠くものであってはならず、生徒の個々の状況に十分留意してあくまでも法令に基づき可能な範囲内で行われるべきものである。</p> <p>教育現場においてこのようなことが徹底されるよう、高等学校段階における懲戒状況等について各都道府県教育委員会において一層の実態把握に努める。</p>	改定・教育イ	平成20年中に措置		
	<p>b 高等学校の生徒に対する自主退学、自宅謹慎、学校内謹慎、訓告等の懲戒等については、例えば、解除の基準が明らかでない無期限の自宅謹慎が事前に十分な説明のないままなされる等、社会通念上妥当性を欠くものであってはならず、学校教育法の懲戒処分よりも実質的に重いもの、不透明なもの、不公平なもの、趣旨・内容・責任者の不明確なものなどを行うことは明らかに適切でない。これらの懲戒等は社会通念上妥当性を欠くような態様で行われるべきではなく、また法的効果を伴う懲戒についても、生徒の個々の状況に十分留意して、あくま</p>	重点・教育(6)			平成21年中に措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>でも法令に基づき可能な範囲内で行われるべきものである。</p> <p>教育現場においてこのようなことが徹底されるよう、高等学校段階における懲戒に関する基準の有無、基準の生徒・保護者等への周知状況等について、文部科学省は、「高等学校における生徒への懲戒の適切な運用について」(平成20年3月10日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)を踏まえた対応が学校や教育現場においてとられているか調査する。当該調査の結果、懲戒の内容及び運用について、基準が明確でなく、社会通念上妥当性を欠く事例が多く認められた場合には、懲戒処分の不適切な運用が是正されるよう、文部科学省は高等学校の設置者である教育委員会に対し、適切な対応が具体的かつ迅速になされるよう、早急に再度文書をもって指導を徹底する。</p>				
<p>公立の中高一貫教育に関する問題点の是正(文部科学省)</p>	<p>文部科学省は、「中高一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部改正について」(平成10年6月26日付け文部省初等中等教育局長・教育助成局長通知)において、中高一貫教育制度の趣旨について周知している。</p> <p>中高一貫教育制度は、平成11年度の導入から約10年が経過していることを踏まえ、中高一貫教育に関する成果と課題について実態把握を行う。</p> <p>その上で、中央教育審議会において、各界の意見を聴取した上で、中高一貫教育制度について、現段階における検証を行い、改善方策等について検討する。</p>	<p>重点・教育(5)</p>			<p>検討開始</p>

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
<p>教員の採用・昇任における公正性の向上 (文部科学省)</p>	<p>文部科学省は、採用選考の透明性・客観性を高め、採用が厳正かつ公正に行われることにより教育への信頼が確保されるよう、各教育委員会が実施している採用・昇任における取組を周知することにより、改善を促す。</p> <p>具体的には、文部科学省は、学力試験問題や採用選考方法・基準の公表や面接官の多様な構成など、各教育委員会が実施している採用・昇任における具体的プロセスや取組内容について、詳細に調査し、透明性を持って公正に行っている教育委員会の取組内容を他の教育委員会に紹介することにより継続的に取組を促す。</p> <p>また、採用については、各教育委員会において大学別の合格者数を公表するなど、採用プロセスにおける公正性が確保されているかを検証可能とする。</p> <p>特に、採用面接における評価方法について、求める教員像に基づいた指標を導入するなど、公正かつ透明性の高い人物重視の面接方法となるよう各教育委員会に促す。</p> <p>あわせて、採用選考においては、政治家や教育関係者、またはその意向を受けた者からの不正な行為の働きかけを防止するための取組を促す。</p> <p>また、昇任選考について、透明性、公正性を確保し、有能で意欲のある者が登用されるよう、自薦制・希望者受験制度の導入、問題や選考基準の公表など教育委員会における改善事例を紹介する。</p> <p>以上により、不正の発生を未然に防ぐ、あるいは採用・昇任の透明性・公正性・客観性を不断に高めることを促す。</p> <p>さらに、現在文部科学省ホームページに設置されている意見窓口を引き続き活用し、情報の把握に努める。</p>	<p>重点・教育(7)</p>			<p>措置</p>

## ウ 高等教育

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
大学の情報公開の促進 (文部科学省)	通知等において示された「教育研究活動等の状況」として望ましい内容について公開状況を毎年調査し、情報公開が進まない場合は、その更なる促進方策を講ずる。	改定・教育ウ	継続的に実施		
大学・学部・学科の設置等の弾力化 (文部科学省)	a 大学の校地面積基準については、構造改革特区における特例措置の状況等を踏まえ全国拡大を図ることについて検討を進め、結論を得る。	改定・教育ウ a	検討・結論		
	b 学部・学科の設置認可の弾力化について、平成15年度から施行された制度改正の実施状況等を踏まえ、今後更に検討する。	改定・教育ウ b	検討、できる限り速やかに結論		
大学における教員養成課程の設置基準の緩和 (文部科学省)	教員の資質向上のために、多様な人材に門戸を開放し、世の中から広く人材を募るため、小学校教諭の教職課程の認定基準は、「教科に関する科目」に開設する授業科目は、小学校全9教科ごとに開設されなければならないこととなっているところ、中学校・高等学校教諭の教職課程の認定基準である、他学科等において開設する授業科目や他大学聴講の単位をあてることができるという基準に緩和し、選択肢を増やすことでその結果より多くの大学等に小学校教諭の教員免許課程を認定することができるよう、教職課程認定基準の見直しを検討する。	重点・教育(10)			措置
複数の評価機関の評価に基づく国立大学法人の評価 (文部科学省)	中期目標終了時に行われる国立大学法人の評価を、独立行政法人大学評価・学位授与機構の評価とは別に、認証評価機関の評価結果等も重要視して、多様な観点から実施することについて、国立大学法人評価委員会において検討し、結論を得る。	改定・教育ウ	国立大学法人設立後の最初の中期目標終了時まで措置		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
教職大学院 修了者の採用・処遇における公平性の確保 (文部科学省)	a 制度の創設が検討されている教職大学院の修了者の採用・処遇については、その修了者が教員としての一定以上の資質を備えているとの先験的な前提に立って、制度的に大学学部卒業生や一般大学院修了者等と異なる措置を講じることは適当ではなく、修了者の実績等を踏まえ、都道府県教育委員会等において選考の公平性に留意しつつ対応する。	改定・教育ウ a	必要に応じ実施		
	b 現在、教職大学院については、平成20年4月以降に向けて準備が進んでいるが、各都道府県教育委員会、独自の採用を行う市町村教育委員会及び教職大学院を設置する可能性のある教員養成系大学・学部等に対して、教職大学院修了者の採用・処遇について、その修了者が教員としての一定以上の資質を備えているとの先験的な前提に立って、制度的に大学学部卒業生や一般大学院修了者等と異なる措置を講じることは適当ではなく、修了者の実績等を踏まえ、都道府県教育委員会等において選考の公平性に留意しつつ対応すべきことを引き続き周知する。	改定・教育ウ b	措置		
	c 各都道府県教育委員会、独自の採用を行う市町村教育委員会及び教職大学院を設置する可能性のある教員養成系大学・学部等に対して、教職大学院修了者の採用・処遇について、その修了者が教員としての一定以上の資質を備えているとの先験的な前提に立って、制度的に大学学部卒業生や一般大学院修了者等と異なる措置を講じることは適当ではなく、修了者の実績等を踏まえ、都道府県教育委員会等において選考の公平性に留意しつつ対応すべきことを、引き続き周知する。	重点・教育(9)		措置	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
大学における教育研究状況の評価 (文部科学省)	国立大学法人の中期目標期間の評価に際して、大学ごとに教育と研究それぞれの成果を含む状況について根拠となる資料・データに基づき分析した上で評価を実施し、その結果を国民に対してわかりやすく示す。	改定・教育ウ			平成21年中に実施



事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
<p>教育と研究の適切な評価に基づく公費配分ルールの見直し等 (文部科学省)</p>	<p>a 教育・研究の質向上に向け、大学独自の努力を促す観点から、公費の配分額を大学の努力と成果に応じたものとする必要のあることである。</p> <p>学生や国民に対する情報提供の観点から、各大学の独自性を損なわないような配慮を行った上で、例えば、教員一人当たりの学生数、校地校舎面積、図書館蔵書数、教員の研究業績等の共通の情報の提出・開示を求める。</p> <p>教育研究の評価については、文章表現の巧拙によって評価が左右されることなどないよう、このような法人からの根拠資料・データを客観的に把握した上で、これを分析することを評価に含ませる。</p> <p>上記以外については、当初の目標を低く設定すればその達成が容易となり評価が高くなりかねない仕組みとならないよう、評価の客観性を担保するため、共通の観点も適用する。</p> <p>その際、「評価に係る業務が国立大学の教職員の過度の負担とならないよう努める」との国立大学法人法案の附帯決議を踏まえ、例えば、自己点検・評価や認証評価のために整えた根拠データ等を、法人の判断で国立大学法人評価に活用できることとする、</p> <p>平成19年度評価と中期目標期間の評価について、これまでに提出した資料・データについては資料の添付を省略することとする</p> <p>平成19年度における目標・計画の達成・実施状況を調査・分析するという作業の類似性に鑑み、平成19年度の業務実績に係る報告書と中期目標期間の業務実績に係る報告書(平成16年～平成19年度)の様式を一体のものとする、など、法人の負担軽減及び評価の効率化に努めていく。</p>	改定・教育ウ a		実施	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>b 国立大学法人の次期中期目標期間における運営費交付金の配分に際して、上記内容を含め、各大学の教育・研究それぞれの努力と成果に応じた適切な評価を実施した上でその評価に基づいた適切な配分が実現できるよう、国立大学法人運営費交付金の新たな配分の在り方について具体的検討を行い、平成19年度内を目途に見直しの方向性を明らかにする。</p>	改定・教育ウ b	平成19年度内を目途に措置		
	<p>c 大学が行う教育や研究の質を高めることを目的とし、教育と研究それぞれについて適切かつ厳正に評価し、公平で効率的な公費の配分を行う必要がある。また、その前提として大学における会計を教育と研究に分離するという考え方もあるが、現状では教育・研究への按分のルールが未構築となっている。</p> <p>このため、大学の会計システムを教育と研究に分離することの効果や課題等について、文部科学省は、幅広い調査・研究を早急に行う。</p>	重点・教育(11)			措置

## 工 研究開発等

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
研究者の資質向上のための機会の拡大 (内閣官房、【人事院】)	国立試験研究機関や独立行政法人研究機関の研究員について、自己啓発等の一定の活動を行う場合に一定期間公務を離れることを認める休業制度について、対象活動の範囲や既存制度との整合性などの課題を検討し、所要の措置を講ずる。 (「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。) 【国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成19年法律第45号)】	改定・教育工	措置済		
大学と企業の実務者等による交流の推進 (内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	産学官連携を推進する観点から、大学と企業の研究の第一線のリーダーや実務者を中心にシーズとニーズの情報交換や対話・交流等の場を構築する。	改定・教育工	措置・継続的推進		
競争的研究資金制度の改善 (総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	研究者、事務担当者に対して、研究費の適正な経理・管理の徹底を図る。	改定・教育工	継続的に措置		
科学技術振興機構の実施する業務 (文部科学省)	科学技術振興調整費においては、事務処理が煩瑣ではないかという指摘があることをも踏まえ、執行事務の改善を行うとともに、業務の効率化を図るための検討も行う。	改定・教育工	執行事務の改善につき逐次実施、業務の効率化につき検討		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
研究費等の審査・評価基準の再構築 (文部科学省)	<p>以下の ~ の事項について、それぞれ後述する対応を行うこととする。その際、関係府省においては、「競争的資金の拡充と制度改革の推進について(平成19年6月14日 総合科学技術会議基本政策推進専門調査会)」を踏まえることとする。</p> <p>a 科学技術振興調整費及び戦略的創造研究推進事業</p> <p>ア 審査に当たっては、事前の申請に係る研究計画そのものの評価だけでなく、学術的な研究能力が強く求められる領域においては、研究能力を示す過去の関連論文等の資料の活用を図ったり、過去に助成を受けた研究費に対する学術的・社会的成果など、過去の実績も十分考慮した評価を行うための手法について検討する。また、審査における基準をより客観的で反証可能性のある厳正なものとするため、学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の指標を定量化することについて、検討する。</p>	改定・教育工 a	検討・結論		
	<p>イ 複数の研究者がチームを組んで行うような大規模プロジェクト研究においては、個々の研究者の能力の高さだけでなく、優れたマネジメント能力を有する研究者の存在が不可欠である。しかし、優れた研究者が優れた研究マネージャーとは限らず、研究者個人の能力や実績等を基準とする一般的な審査基準では適正な研究費配分が実現されない恐れがある。そのため、審査の基準・手法を明確化・客観化しつつ、主任研究者のマネジメント能力について、十分な審査を行う。</p>		検討・結論		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	ウ 明確な目標が設定されている学際的なプロジェクト研究に対する適正な評価を行うためには、個別専門分野ごとの研究成果にとどまらず、プロジェクト全体として、その目標に対して如何に寄与しているかという点や研究マネジメントがしっかりしているか等を客観的に評価することを検討する。		検討・結論		
	<p>b 科学研究費補助金</p> <p>ア 審査に当たっては、事前の申請に係る研究計画そのものの評価だけでなく、研究能力を示す過去の関連論文等の資料の活用を図ったり、過去に助成を受けた研究費に対する学術的・社会的成果など、過去の実績も十分考慮した評価を行うための手法について検討する。また、審査における基準をより客観的で反証可能性のある厳正なものとするため、学術誌の格付けやサイテーションの回数、定評のある受賞数等の指標について、定量化を試みつつ、それらも活用した審査を行う。</p>	改定・教育工 b	検討・結論		
	イ 複数の研究者がチームを組んで行うような大規模プロジェクト研究においては、個々の研究者の能力の高さだけでなく、優れたマネジメント能力を有する研究者の存在が不可欠である。しかし、優れた研究者が優れた研究マネージャーとは限らず、研究者個人の能力や実績等を基準とする一般的な審査基準では適正な研究費配分が実現されない恐れがある。そのため、審査の基準・手法を明確化・客観化しつつ、主任研究者のマネジメント能力について、十分な審査を行う。		検討・結論		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
研究効率の概念の導入 (文部科学省)	<p>a 科学技術振興調整費、戦略的創造研究推進事業について、研究費の無駄の排除を促し、効率的な研究を推進していくため、総研究費に対してどの程度の研究成果が達成されたか、達成される見込みであるかなどといった観点も踏まえ、制度等の特性に応じて、これを審査や事後評価に活用することを検討する。</p> <p>その際には、関連する論文の本数や論文掲載誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の指標を定量化することについて、検討する。</p>	改定・教育工 a	検討・結論		
	<p>b 科学研究費補助金について、研究費の無駄の排除を促し、効率的な研究を推進していくためには、審査・評価基準において、総研究費に対してどの程度の研究成果が達成されたか、達成される見込みであるかなどといった概念を盛り込んでこれを審査や評価に活用する。</p> <p>その際の研究成果に関しては、審査時と同様に関連する論文の本数や論文掲載誌の格付け、サイテーションの数、定評のある受賞数等の定量化された指標も活用した評価を行うこととする。事前の審査においても、研究費投入額に対していかに大きな成果を上げられるかという観点を審査に取り入れることについて、過去の業績を十分に踏まえ、制度の特性に応じて検討する。</p>	改定・教育工 b	検討・結論		
研究費の使途の更なる弾力化 (文部科学省)	<p>a 科学技術振興調整費の執行に関して、研究開始後により高い研究成果が期待される場合は、研究計画の見直しや費目間・年度間等において研究費の弾力的な執行を一層図るため、その制度の使用実態について検証する。</p>	改定・教育工 a	検討・結論		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	b 科学研究費補助金の各費目額の変更について、研究者・配分機関双方の事務効率化という観点からも、研究計画の進捗に応じて、交付決定者の承認なしに自由に変更することができる費目間流用の割合を、交付された直接経費の総額の30%にこだわらず検討するとともに、承認手続の円滑化を図る。	改定・教育工 b	検討・結論		
長期的研究振興策の検討 (文部科学省)	科学研究費補助金においては、短期的な流行トピックに左右されることなく、分野横断的に研究の基盤となることが期待される研究や短期的には成果の期待できないような研究に対しても配慮した研究費配分がなされるよう、長期的な視点に立ち、明確で理論的・実証的な研究振興策について検討する。	改定・教育工	検討・結論		
追跡評価の促進 (文部科学省)	a 科学技術振興機構において、戦略的創造研究推進事業の追跡評価を行うに当たっては、より定量的・客観的手法が取り入れられるべきであり、追跡評価のための適切な指標や手法について検討を進める。	改定・教育工 a	検討・結論		
	b 科学研究費補助金に係る追跡評価の在り方を検討し、広く効果の計測につなげていくとともに、より公正性・透明性の高い審査の実現に活かしていく。	改定・教育工 b	検討・結論		
審査・評価者の選定の改善 (文部科学省)	a 科学技術振興調整費に係る審査・評価者の現行の選定基準について、審査・評価者について十分な多様性・中立性・公平性が確保されているかどうかという観点を踏まえ、厳格に検証を行う。	改定・教育工 a	検討・結論		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	b 戦略的創造研究推進事業についても、上記の趣旨を徹底する。	改定・教育工 b	検討・結論		
	c 科学研究費補助金について、プログラムの趣旨を踏まえた審査・評価の視点に配慮しつつ、審査・評価等を行う審査・評価者にふさわしい卓越した学識(研究業績等)や判定能力を保持していることの根拠について、博士学位の取得、評価の定まった十分な質・量の研究業績等を踏まえて厳正な審査を行った上で、審査・評価の依頼をする。	改定・教育工 c	逐次実施		
プログラムオフィサーの選定の改善 (文部科学省)	a 科学技術振興機構の戦略的創造研究推進事業におけるプログラムオフィサーについて、十分な中立性・公平性が確保されているかどうかという観点を踏まえ、現行の選定基準・手法について厳格に検証を行う。	改定・教育工 a	検討・結論		
	b 日本学術振興会におけるプログラムオフィサーについて、十分な多様性・中立性・公平性が確保されているかどうかという観点を踏まえ、現行の選定基準・手法について厳格に検証を行う。	改定・教育工 b	検討・結論		
	c 日本学術振興会におけるプログラムオフィサーについては、客観的かつ明確な指標も活用しつつ、優れた研究運営・判断能力を有するかどうかについて、厳正に審査する。	改定・教育工 c	逐次実施		



事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
審査・評価における利害関係者の排除の徹底と多様性の確保 (文部科学省)	a 我が国の研究費には巨額の公費が投入されているということを再認識し、納税者たる国民への説明責任が果たされるよう、科学技術振興調整費、戦略的創造研究推進における審査・評価者について、特定の研究者母集団に研究費配分が偏ることのないよう、多様性・中立性を確保するよう選定するとともに、事後的にも検証を行う。	改定・教育工 a	検討・結論		
	b 我が国の研究費には巨額の公費が投入されているということを再認識し、納税者たる国民への説明責任が果たされるよう、科学研究費補助金における審査・評価者について、所属・出身研究機関別(国公立大学別など)、年齢構成等の観点から多様性を確保するように選定すべく厳密な規定を設けるとともに、論文の共著者、実質的に同じ研究グループに属する者、師弟関係にある者を選定しないこと等、利害関係者の排除をさらに徹底する。	改定・教育工 b	検討・結論		
研究者の特性等に応じた競争的研究資金の審査・評価方法の確立 (文部科学省・農林水産省・厚生労働省・経済産業省・内閣府・総務省・国土交通省・環境省)	競争的研究資金の審査・評価に際しては、研究分野や制度の趣旨・目的を踏まえて適切な方法により審査・評価を行う必要がある。 また、主に業績が十分に定まらない若手研究者等について、導入にあたっての課題の解決を図りつつ、一定の試行を行い、その効果を十分検証した上で「マスキング評価」を導入することを図る。主に中堅以上の研究者に関する研究者としての評価は、所属組織や機関のみに着目するのではなく、「過去の実績を十分に考慮した評価」とする。また、これらを導入する場合には、これら評価方式に基づく資金配分について、研究者の資質や専門分野に応じて選択可能とする。	改定・教育工		結論	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
競争的研究資金における客観的な審査・評価基準の構築 (文部科学省・農林水産省)	<p>競争的研究資金については、「研究者の自由な発想に基づく研究資金」と「政策に基づき将来の応用を目指す研究(以下「政策課題対応型研究開発」という。)のための資金」とに区分され、これらについては審査・評価の視点が異なるため、制度の趣旨・目的に応じて、研究者の自由な発想に基づく研究と政策課題対応型研究開発それぞれの審査・評価基準を定めて、それに基づいた審査・評価を行うよう図る。なお、両者の目的が混在した研究については、それぞれのウエイトに応じた審査・評価基準に基づき審査・評価を行うよう図る。</p> <p>a 研究者の自由な発想に基づく研究 (a) 審査</p> <p>学術的な成果をもたらす領域においては、研究能力を示す過去の関連論文等の資料、過去に助成を受けた研究費に対する(b)の基準に基づく学術的成果など、過去の研究実績について、学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標に関し研究分野の特性を踏まえ定量化を試みつつ、研究者としての評価を過去実績を十分考慮して行った上で、研究助成の採否を決定するよう図る。</p> <p>(b) 事後評価</p> <p>上記に基づいて決定された予算に対して適切な学術的な成果が達成されたか否かを研究分野の特性を踏まえ厳正に評価する。研究費の無駄の排除を促し、効率的な研究を推進していくため、総研究費に対してどの程度の研究成果が達成されたか、達成される見込みであるかなどといった観点等を踏まえ、これを審査や事後評価に活用するよう図り、その際、関連する論文の本数や学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標について研究分野の特性を踏まえ定量化を試みつつ、評価においてこれらの活用を図る。</p>	改定・教育工	検討・結論		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも活用することにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立するよう図る。</p> <p>b 政策課題対応型研究開発</p> <p>(a) 審査</p> <p>政策課題対応型研究開発については、必ずしも学術的な研究成果のみを期待するものではないが、当該研究の目的に関連する過去の政策提言、技術開発の成果等の具体的な実績について(b)の基準に基づき研究分野の特性を踏まえ定量化を図りつつ、研究者としての評価を過去実績も十分考慮して行った上で、着想や研究計画を勘案して、研究助成の採否を決定するよう図る。</p> <p>(b) 事後評価</p> <p>採択した結果の事後評価については、政策実現に寄与したのか、技術開発に寄与したのか等を評価する仕組みを確立するよう図る。また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも活用することにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立するよう図る。</p>				

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
(厚生労働省・経済産業省)	<p>競争的研究資金については、「研究者の自由な発想に基づく研究資金」と「政策に基づき将来の応用を目指す研究(以下「政策課題対応型研究開発」という。)のための資金」とに区分され、これらについては審査・評価の視点が異なるため、制度の趣旨・目的に応じて、研究者の自由な発想に基づく研究と政策課題対応型研究開発それぞれの審査・評価基準を定めて、それに基づいた審査・評価を行う。なお、両者の目的が混在した研究については、それぞれのウエイトに応じた審査・評価基準に基づき審査・評価を行う。</p> <p>a 研究者の自由な発想に基づく研究</p> <p>(a) 審査</p> <p>研究業績に対する評価は、将来的には民間学術誌の格付けや民間学術団体の厳正な調査に基づく評価を十分に活用すべきと考える。競争的研究資金の審査における基準を確立するにあたっては、これらの評価が適切に反映した客観的で反証可能性のある厳正な基準とする。</p> <p>学術的な成果をもたらす領域においては、研究能力を示す過去の関連論文等の資料、過去に助成を受けた研究費に対する(b)の基準に基づく学術的成果など、過去の研究実績について、学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標に関し研究分野の特性を踏まえ定量化を図りつつ、研究者としての評価を過去実績を十分に考慮して行った上で、研究助成の採否を決定する。</p> <p>(b) 事後評価</p> <p>上記に基づいて決定された予算に対して適切な学術的成果が達成されたか否かを厳正に評価する。研究費の無駄の排除を促し、効率的な研究を推進していくため、総研究費に対してどの程度の研究成果が達成されたか、達成される見込みであるかなどとい</p>		検討・結論		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>った観点等を踏まえ、これを審査や事後評価に活用し、その際、関連する論文の本数や学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標について研究分野の特性を踏まえ定量化した上で評価する。</p> <p>また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも具体的に反映させることにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立する。</p> <p>b 政策課題対応型研究開発</p> <p>(a) 審査</p> <p>政策課題対応型研究開発については、必ずしも学術的な研究成果のみを期待するものではないが、当該研究の目的に関連する過去の政策提言、技術開発の成果等の具体的な実績について(b)の基準に基づき研究分野の特性を踏まえ定量化を図りつつ、研究者としての評価を過去実績を十分に考慮して行った上で、着想や研究計画を勘案して、研究助成の採否を決定する。</p> <p>(b) 事後評価</p> <p>採択した結果の事後評価については、政策実現に寄与したのか、技術開発に寄与したのか等を厳正かつ定量的、客観的に評価する仕組みを確立するよう図る。また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも活用することにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立する。</p>				

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
(内閣府・総務省・国土交通省・環境省)	<p>競争的研究資金については、「研究者の自由な発想に基づく研究資金」と「政策に基づき将来の応用を目指す研究(以下「政策課題対応型研究開発」という。)のための資金」とに区分され、これらについては審査・評価の視点が異なるため、制度の趣旨・目的に応じて、研究者の自由な発想に基づく研究と政策課題対応型研究開発それぞれの審査・評価基準を定めて、それに基づいた審査・評価を行う。なお、両者の目的が混在した研究については、それぞれのウエイトに応じた審査・評価基準に基づき審査・評価を行う。</p> <p>a 研究者の自由な発想に基づく研究</p> <p>(a) 審査</p> <p>研究業績に対する評価は、将来的には民間学術誌の格付けや民間学術団体の厳正な調査に基づく評価を十分に活用すべきと考える。競争的研究資金の審査における基準を確立するにあたっては、これらの評価が適切に反映した客観的で反証可能性のある厳正な基準とする。</p> <p>学術的な成果をもたらす領域においては、研究能力を示す過去の関連論文等の資料、過去に助成を受けた研究費に対する(b)の基準に基づく学術的成果など、過去の研究実績について、学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標に関し研究分野の特性を踏まえ定量化を図りつつ、研究者としての評価を過去実績を十分に考慮して行った上で、研究助成の採否を決定する。</p> <p>(b) 事後評価</p> <p>上記に基づいて決定された予算に対して適切な学術的成果が達成されたか否かを厳正に評価する。研究費の無駄の排除を促し、効率的な研究を推進していくため、総研究費に対してどの程度の研究成果が達成されたか、達成される見込みであるかなどとい</p>			検討・結論	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>った観点等を踏まえ、これを審査や事後評価に活用すべきであり、その際、関連する論文の本数や学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標について研究分野の特性を踏まえ定量化した上で評価する。</p> <p>また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも具体的に反映させることにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立する。</p> <p>b 政策課題対応型研究開発</p> <p>(a) 審査</p> <p>政策課題対応型研究開発については、必ずしも学術的な研究成果のみを期待するものではないが、当該研究の目的に関連する過去の政策提言、技術開発の成果等の具体的な実績について(b)の基準に基づき研究分野の特性を踏まえ定量化を図りつつ、研究者としての評価を過去実績を十分に考慮して行った上で、着想や研究計画を勘案して、研究助成の採否を決定する。</p> <p>(b) 事後評価</p> <p>採択した結果の事後評価については、政策実現に寄与したのか、技術開発に寄与したのか等を厳正かつ定量的、客観的に評価する仕組みを確立するよう図る。また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも活用することにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立する。</p>				
(内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	研究者個人のアイデアの独創性や可能性を重視する分野や若手研究者等を主な対象とする分野などを除いて、研究の評価手法が既に確立している分野の競争的研究資金の審査については、研究成果の予定を記した事前の計画書の内容に即して行うだけでは十分ではなく、研究者の研究遂行能力を示している過去の研究実績を適切に	重点・教育(12)			検討・結論

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>評価し、将来の成果があがる可能性が高い研究者に、競争的研究資金を重点的に配分する。</p> <p>競争的研究資金については、「研究者の自由な発想に基づく研究資金」と「政策に基づき将来の応用を目指す研究（以下「政策課題対応型研究開発」という。）のための資金」とに区分され、これらについては審査・評価の視点が異なるため、制度の趣旨・目的に応じて、研究者の自由な発想に基づく研究と政策課題対応型研究開発それぞれの審査・評価基準を定めて、以下に掲げる内容を審査要領等に記載し、それに基づいた審査・評価を行うよう図る。なお、両者の目的が混在した研究については、それぞれのウエイトに応じた審査・評価基準に基づき審査・評価を行うよう図る。その際、関係府省においては、「競争的資金の拡充と制度改革の推進について」（平成19年6月14日 総合科学技術会議基本政策推進専門調査会）を踏まえることとする。</p> <p>a 研究者の自由な発想に基づく研究</p> <p>(a) 審査</p> <p>学術的な成果をもたらす領域においては、研究能力を示す過去の関連論文等の資料、過去に助成を受けた研究費に対する(b)の基準に基づく学術的成果など、研究者の研究遂行能力を示している過去の研究実績について、学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標に関し研究分野の特性を踏まえ定量化を試みつつ、研究者としての評価を過去実績を十分考慮して行った上で、研究助成の採否を決定するよう図る。その際、研究者個人のアイディアの独創性や可能性を重視する分野や若手研究者等を主な対象とする分野などを除いて、研究成果の予定を記した事前の計画書の内容だけではなく、過去実績も適切に評価するよう審査要領に明記する。</p>				



事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>(b) 事後評価</p> <p>上記に基づいて決定された予算に対して適切な学術的な成果が達成されたか否かを研究分野の特性を踏まえ、事前の申請に係る研究計画に原則として基づいて厳正に評価する。研究費の無駄の排除を促し、効率的な研究を推進していくため、総研究費に対してどの程度の研究成果が達成されたか、達成される見込みであるかなどといった観点等を踏まえ、これを審査や事後評価に活用するよう図り、その際、関連する論文の本数や学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標について研究分野の特性を踏まえ定量化を試みつつ、評価においてそれらの活用を図るとともに、学術的な成果については、採択された各研究課題ごとに、定量化されたものについては結果を公表する。</p> <p>また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも活用することにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立するよう図る。</p> <p>b 政策課題対応型研究開発</p> <p>(a) 審査</p> <p>政策課題対応型研究開発については、必ずしも学術的な研究成果のみを期待するものではないが、当該研究の目的に関連する過去の政策提言、技術開発の成果等の具体的な実績について(b)の基準に基づき研究分野の特性を踏まえ定量化を図りつつ、研究者としての評価を、研究者の研究遂行能力を示している過去実績も十分考慮して行った上で、着想や研究計画を勘案して、研究助成の採否を決定するよう図る。その際、研究者個人のアイデアの独創性や可能性を重視する分野や若手研究者等を主な対象とする分野などを除いて、研究成果の予定を記した事前の計</p>				

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>画書の内容だけではなく、過去実績も適切に評価するよう審査要領に明記する。</p> <p>(b) 事後評価</p> <p>採択した結果の事後評価については、政策実現に寄与したのか、技術開発に寄与したのか等を評価する仕組みを確立するよう図るとともに、具体的な実績については、採択された各研究課題ごとに、定量化されたものについては結果を公表する。また、事後評価を、事前の申請に係る研究計画に原則として基づいて厳正に行うと共にその結果を審査にも活用することにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立するよう図る。</p>				
<p>審査・評価者に関する適切な情報開示 (内閣府・総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省)</p>	<p>a 競争的研究資金制度の審査・評価に係る審査・評価者がその分野の審査・評価に相応しい十分な学識を有していることが必要である。</p> <p>審査・評価者の業績又は実績(研究論文、著作、学術的発表の実績、実務家については発明実績等)について適切な時期にホームページ等で公開する等により審査・評価者として相応しい者であることの説明責任を果たす。</p>	改定・教育工 a		措置	
(厚生労働省)	<p>b 競争的研究資金制度の審査・評価に係る審査・評価者がその分野の審査・評価に相応しい十分な学識を有していることが必要である。</p> <p>審査・評価者の業績又は実績(研究論文、著作、学術的発表の実績、実務家については発明実績等などのうち適切なもの)について適切な時期にホームページ等で公開する等により審査・評価者として相応しい者であることの説明責任を果たす。</p>	改定・教育工 b		措置	